

第1回資源管理方針に関する検討会 (SH会合)の指摘事項について

令和5年3月7日(火)

第2回資源管理方針に関する検討会
～カタクチイワシ太平洋系群～

水産庁

目 次

1. 第1回資源管理方針に関する検討会(SH会合)での指摘事項

2. 指摘事項への回答、対応の方向

- (1) 漁業者の理解と協力を得るための丁寧な説明
- (2) 漁獲等報告の収集について
- (3) 資源評価について
- (4) 資源管理について

1. 第1回SH会合での指摘事項

(1) 漁業者の理解と協力を得るための丁寧な説明

- ① 新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者を始めとする関係者の理解と協力を得て進めるべき。

(2) 漁獲等報告の収集について

- ① 現場に過度な負担がかからない漁獲等報告体制の構築や所属漁協以外の水揚げや「混じり」の推計方法、活餌としての漁獲量への対応を検討する必要がある。

(3) 資源評価について

- ① 資源評価の実施においては、引き続き共同実施機関や外部有識者とともに、科学的な検討を十分に行い、その時点での利用可能な最善の科学情報に基づく結果を示すように努めてほしい。
- ② サバによる捕食の影響やレジームシフト等の魚種間の関係、海洋環境等の影響も資源評価に反映して欲しい。
- ③ 獲り控えによる資源が過小評価されることを懸念している。


(4) 資源管理について

- ① 資源管理の目標や漁獲シナリオの設定に当たっては、資源の特性を考慮し、TAC管理による獲り控えや消化率等を踏まえる必要がある。
- ② TAC管理を導入するに当たって、カタクチイワシとシラスを分けて管理すべきではないか。
- ③ 段階的なTAC管理の実施、都道府県を跨がる共同管理や複数年TACなどを検討してほしい。
- ④ 混獲や狙って漁獲しない操業実態に十分配慮した管理方法を検討してほしい。
- ⑤ 漁獲の偏りが生じた場合に公平かつ速やかなTAC配分を行う等、柔軟な仕組みづくりが必要。
- ⑥ TACにより漁獲量が制限され、漁業経営に支障が生じた場合、それを補償する制度はあるのか。
- ⑦ 資源状況に予期せぬ事態が起こった場合、漁業経営だけでなく、水産加工業等を含めた地域経済に大きな影響を与えないよう、漁獲シナリオの変更を含めて、速やかに管理を見直す必要がある。
- ⑧ 数量管理以外の手法(漁業実態や地域の取組を考慮する等、効果的な管理手法)を検討すべき。

2. 指摘事項への回答、対応の方向

(1) 漁業者の理解と協力を得るための丁寧な説明

- ① 新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者を始めとする関係者の理解と協力を得て進めるべき。



新たな資源評価や資源管理について、できるだけ平易な表現を用いることや、わかりやすい資料の作成などの工夫を行い、丁寧な説明に努めることで、漁業者をはじめとする関係者の理解を得てまいります。

また、新たなTAC魚種については、スムーズにTAC管理を導入していくためにも、「TAC管理のステップアップ」の考え方により、導入当初は柔軟な運用として、強制規定の実施の留保を含めて段階的に対応していくこととしています。また、ステップ3以降に向けて、資源の利用実態に応じた漁獲量等の報告体制を整備しながら、漁獲実態等を踏まえた適切な漁獲シナリオや管理の運用ルールなどについて、関係者の皆様と検討してまいります。

2. 指摘事項への回答、対応の方向

(2) 漁獲等報告の収集について

- ① 現場に過度な負担がかからない漁獲等報告体制の構築や所属漁協以外の水揚げや「混じり」の推計方法、生餌としての漁獲量への対応を検討する必要がある。

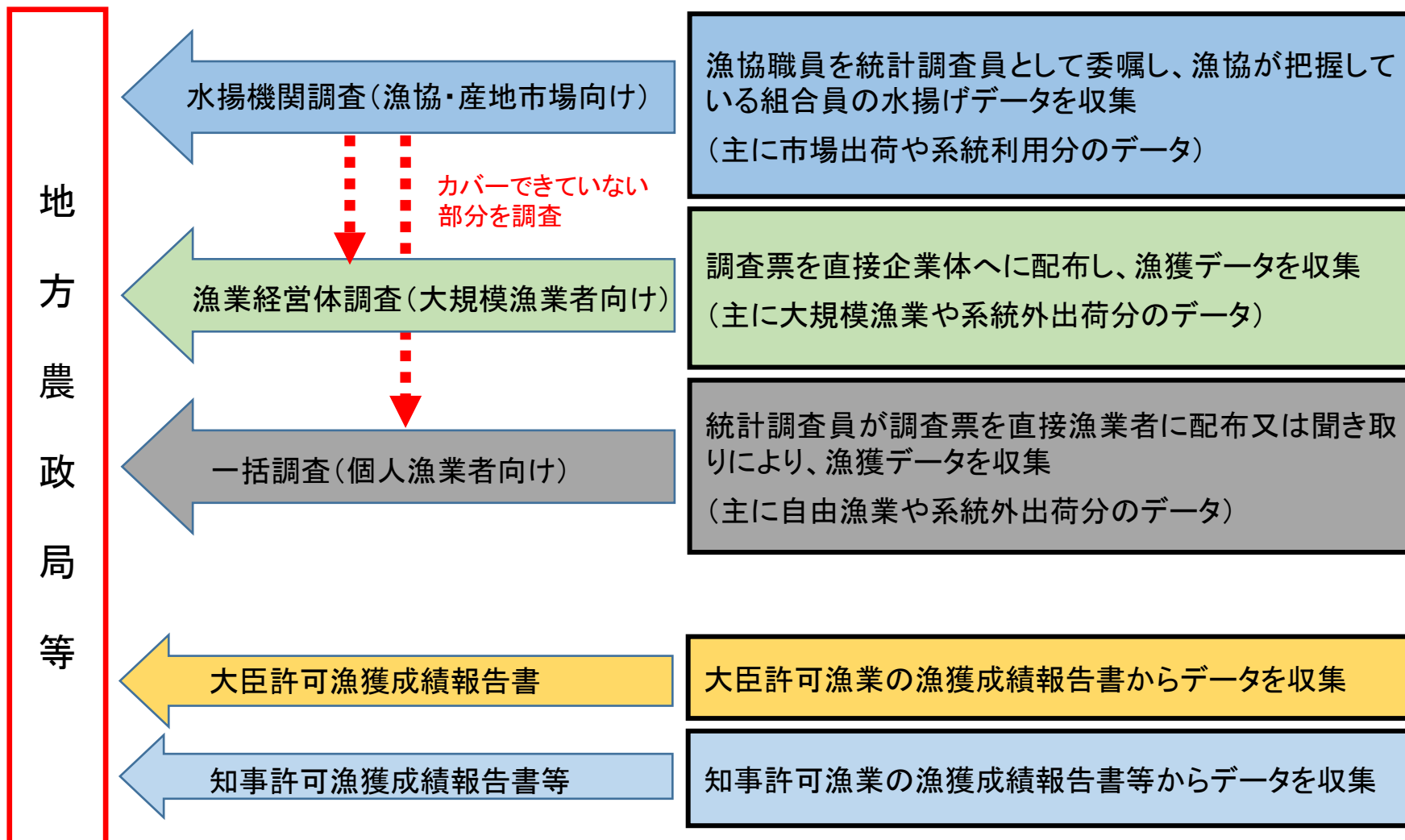
現在、資源評価で利用している農林水産統計は、地方農政局及び各都道府県拠点が地域の事情に併せてデータ収集を行い、作成しています。海面漁業生産統計は、水揚機関調査、漁業経営体調査及び一括調査等を組み合わせて重複が無いように合算して作成しています（次ページ参照）。加工品や生餌の漁獲量についても、これら調査方法によりカバーされています。

➡ 今後は、さらに高い精度で漁獲情報を把握すべく、ステップ1において都道府県庁等と協力しながらTAC報告体制の整備を進めてまいります。また、得られた漁獲情報も踏まえて、ステップ2において、TAC管理の詳細について検討してまいりますので、正確な漁獲情報の提供をお願いします。

こうした体制の整備に当たっては、スマート水産業等を活用したTAC報告の労力を軽減する工夫についても、併せて検討してまいります。

(参考)統計調査における情報収集の流れについて


- 海面漁業生産統計調査は下記の手法により、各都道府県の事情に合わせてデータ収集を行っている。
- 下記手法を組み合わせ、重複が無いように合算して暦年漁獲統計を作成(組み合わせの程度(カバーの度合い)は都道府県により大きく異なる)



2. 指摘事項への回答、対応の方向

(3) 資源評価について(1/3)

- ① 資源評価の実施においては、引き続き共同実施機関や外部有識者とともに、科学的な検討を十分に行い、その時点での利用可能な最善の科学情報に基づく結果を示すように努めてほしい。



資源評価は、水産研究・教育機構だけが単独で行っているものではなく、都道府県の研究機関などと共同で実施するとともに、外部有識者からご意見などを伺いながら進めています。

このため、資源評価結果は、現時点で利用可能な最善の科学情報を用い、共同実施機関等との間で科学的な議論をしっかりと行った上で出されたものです。引き続き、こうした丁寧な対応に努めてまいります。

2. 指摘事項への回答、対応の方向

(3) 資源評価について(2/3)

- ② サバによる捕食の影響やレジームシフト等の魚種間の関係、海洋環境等の影響も資源評価に反映して欲しい。

資源評価においては、漁獲量や漁獲努力量など様々なデータや調査船調査などに加えて、現時点で科学的に妥当とされている生物学的な知見等を用いて実施されています。

サバ類の捕食の影響については、そもそも本系群の資源評価では、浮魚類の中でも自然死亡係数が高く設定されており、サバ類の捕食の影響も、この中に含まれる形となっています。

このような状況であるものの、捕食の影響として「サバ類の資源量に応じて本系群の自然死亡係数も変化する」との仮定の下での試算を追加的に行いましたが、この仮定の科学的妥当性は不明であり、今回の評価手法が現時点での最善の手法との結論に変わりはありませんでした。

一方で、様々な現象に係るデータを収集し、資源評価をよりよいものとしていくことは重要であり、引き続き、様々な生物学的な知見の収集にも努めてまいります。

レジームシフトや魚種交代による資源変動については、現在でも、再生産関係の検討において、通常加入期と高加入期で分けた検討を行っており、今後も、毎年の資源評価において高加入期への移行などの判断を検討してまいります。

引き続き、入手可能な最善の科学情報に基づき、適切な資源評価に努めてまいります。

2. 指摘事項への回答、対応の方向

(3) 資源評価について(3/3)

- ③ 獲り控えによる資源の過小評価や海洋環境の変化に伴う資源調査への影響を考慮し、操業実態や現場の状況を踏まえた資源評価を、引き続き実施・改良していくよう努めてほしい。

資源評価は、漁獲量のデータだけでなく、操業に関するデータや調査船調査などによる情報を総合して実施されています。

特に、今年度の資源評価からは、漁獲数量が制限された場合の影響を踏まえ、調査船調査の結果による調整(チューニング)を行うことにより、資源評価の精度向上を図っております。


したがって、今回の資源評価は、現時点で最善の科学情報と評価手法を用いて行われたものであり、このような資源評価の精度向上の努力は今後も引き続き行ってまいります。

また、近年の海洋環境の変化に伴う資源調査への影響についても、調査計画の見直しを含め、検討を進めていき、資源評価の改善に取り組んでまいります。

2. 指摘事項への回答、対応の方向

(4) 資源管理について(1/3)


- ① 資源管理の目標や漁獲シナリオの設定に当たっては、資源の特性を考慮し、TAC管理による獲り控えや消化率等を踏まえる必要がある。



新たなTAC魚種については、スムーズにTAC管理を導入していくためにも、「TAC管理のステップアップ」の考え方により、ステップ3に移る時点及びステップ3の終了時に、つまり、3年ごとに見直しを行うなど、従来のTAC魚種よりも早期に資源管理の目標や漁獲シナリオをレビューすることとしており、より実態に応じた対応が可能となっています。

- ② TAC管理を導入するに当たって、カタクチイワシとシラスを分けて管理すべきではないか。

現時点においては、以下の理由により、シラスより大きなサイズのカタクチイワシと、シラスを同じ数量管理の対象としては扱わないことが妥当と考えています。

- 
- i. シラスを対象とする漁業は、いくつかの限定的な地域で行われており、成長の進んだ魚を対象とする漁業の実態とも大きく異なること。
 - ii. 資源評価上も、シラスより大きなサイズの漁獲をコントロールすることで、管理の効果が見込まれると評価されていること等。

ただし、シラスの管理については、「現状のシラスの漁獲圧」が続くことを確保するために「資源管理基本方針」に「シラスを対象とする漁業について漁獲努力量を現状より増やさないよう努める」旨を規定するとともに、必要に応じて、漁業法に基づく措置を講じることを考えています。

2. 指摘事項への回答、対応の方向

(4) 資源管理について(2/3)

- ③ 段階的なTAC管理の実施、都道府県を跨がる共同管理や複数年TACなどを検討してほしい。
- ④ 混獲や狙って漁獲しない操業実態に十分配慮した管理方法を検討してほしい。
- ⑤ 漁獲の偏りが生じた場合に公平かつ速やかなTAC配分を行う等、柔軟な仕組みづくりが必要。

新たなTAC魚種については、スムーズにTAC管理を導入していくためにも、「TAC管理のステップアップ」の考え方により、段階的に改良していくこととしています。

具体的な管理の運用ルールについては、ステップ2において試行することとしており、ステップ1の開始から、生物学的特性や操業実態に応じた工夫を検討してまいります。

また、配分ルールについても、ステップ3に向け、自主的な資源管理の取組の効果の検証を踏まえた配分基準の策定を行ってまいります。

- ⑥ TACにより漁獲量が制限され、漁業経営に支障が生じた場合、それを補償する制度はあるのか。
- ⑦ 資源状況に予期せぬ事態が起こった場合、漁業経営だけでなく、水産加工業等を含めた地域経済に大きな影響を与えないよう、漁獲シナリオの変更を含めて、速やかに管理を見直す必要がある。

新たなTAC魚種については、スムーズにTAC管理を導入していくためにも、「TAC管理のステップアップ」の考え方により、導入当初は柔軟な運用として、漁獲シナリオの設定に当たって、漁業者や水産加工業者など、地域経済への影響を踏まえて検討を行うほか、強制規定の実施の留保を含めて段階的に対応していくこととしています。

また、ステップ3までの間は、3年ごとに資源管理の目標や漁獲シナリオを見直すこととしており、通常のTAC管理よりも早期にレビューすることが可能となっており、予期せぬ事態に対しても適切に対応してまいります。

その上で、一時的な減収が生じるような場合には、資源管理を行う漁業者の方々に対する各種支援策を検討してまいります。

2. 指摘事項への回答、対応の方向

(4) 資源管理について(3/3)

⑧ 数量管理以外の手法(漁業実態や地域の取組を考慮する等、効果的な管理手法)を検討すべき。

新漁業法においては、「資源管理は数量管理を基本とする」とされております。

これは、どんなに漁獲が少ない魚種でも例外なく、数量管理を導入するというものではありません。

数量管理に移行するのは、令和2年9月に公表した「新たな資源管理の推進に向けたロードマップ」に示すように、漁獲量が多く、我が国水産業にとって重要な資源であり、かつ、資源評価が進んでいるものを対象としております。

カタクチイワシ太平洋系群は、過去には40万トンを超える漁獲があり、近年でも減少したとはいえ、4万トンを超える漁獲があり、我が国水産業にとって特に重要な資源です。我が国全体をみて適切な資源管理を行う必要のある資源であることから、資源管理の基本である数量管理を導入していくこととしています。

令和4年度の資源評価によると、資源状態は良好であり、現状の漁獲をはるかに上回るTACの設定が可能な状況にあることを踏まえ、早期にTAC管理を導入し、そのステップアップの中で管理の運用面での工夫を凝らしていくことにより、適切な資源管理を行ってまいりたいと考えています。

なお、TAC管理を導入した場合でも、従来から行われてきた自主的な資源管理の取組については、引き続き実施していただくこととなります。

「TAC管理のステップアップ」の考え方においては、自主的な資源管理の取組を整理し、その効果を検証しながら、TACの配分ルールに適用していくこととしています。

つまり、資源全体を俯瞰する視点から、TAC管理によって適切な水準に資源を維持・回復させるとともに、地域への配分は、過去の漁獲実績だけでなく、これまで・これからの自主的な取組の効果を反映させていく資源管理の体制を構築してまいります。